

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	1-13
許認可等の種類	生活衛生同業小組合の合併の認可			
根拠法令条例等・条項	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第52条の7第3項			
許認可等の概要	生活衛生同業小組合の合併は、認可を受けなければ効力を生じない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(過去に実績がなく、あらかじめ基準を設定することが困難なため)			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	21日			
期間の制定根拠	—			